

## 教科用図書検定調査審議会運営規則 一部改正案 新旧対照表

○ 教科用図書検定調査審議会運営規則(昭和31年11月30日 教科用図書検定調査審議会決定)

(傍線部分は改正部分)

改正案		現 行	
第4条 審議会に、次の表のとおり、部会を置く。		第4条 審議会に、次の表のとおり、部会を置く。	
部会の 名 称	分担事項	部会の 名 称	分担事項
(略)	(略)	(略)	(略)
第4部会	理科 <b>及び理数科</b> の教科書の検定に関すること。	第4部会	理科の教科書の検定に関すること。
(略)	(略)	(略)	(略)
第8部会	体育科、保健体育科、看護科及び福祉科の教科書 <b>(家庭科の公衆衛生に係る教科書を含む。)</b> の検定に関すること(第9部会の分担に属する事項を除く)。	第8部会	体育科、保健体育科、看護科及び福祉科の教科書の検定に関すること(第9部会の分担に属する事項を除く)。
第9部会	家庭科、技術・家庭科、情報科、農業科、工業科、商業科及び水産科の教科書(看護科及び福祉科の情報に係る教科書を含む。) <b>の検定に関すること(第8部会の分担に属する事項を除く。)</b>	第9部会	家庭科、技術・家庭科、情報科、農業科、工業科、商業科及び水産科の教科書(看護科及び福祉科の情報に係る教科書を含む。) <b>の検定に関すること。</b>
(略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)		2 (略)	

(参考)

教科用図書検定調査審議会令(昭和二十五年五月十九日政令第四百十号)(抄)

第五条

審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。